

# 静岡県設計変更ガイドライン (土木工事編)

平成24年4月

静岡県

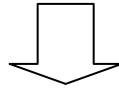
## 目 次

1	策定の背景	1
2	用語の定義	2
3	設計変更の手続き（全般）	3
4	設計図書の照査	4
5	設計変更の基本事項	6
6	設計変更の手続き	9
7	設計変更の具体例（1）～（8）	10
8	設計変更ができない場合（1）～（5）	15
9	設計変更が実施されるために	16
10	関連事項	17
11	その他	19

# 1 策定の背景

## (1) 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



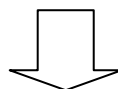
当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。**

## (2) 適切な設計変更の必要性

品確法の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結**」が示されている。設計変更においても、より良い社会資本の整備の為に、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、**設計変更内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠である。**

## (3) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。**



**「工事請負契約における設計変更ガイドライン」**  
の試行

## 2 用語の定義

### 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

#### (1) 設計図書

設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、契約書及び設計図書が「契約図書」である。(約款第1条、土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書)

#### (2) 設計変更

設計変更とは、静岡県建設工事請負契約約款に基づき、現設計(設計図書)を変更することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含む。

#### (3) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書)

#### (4) 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書)

#### (5) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書)

#### (6) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書)

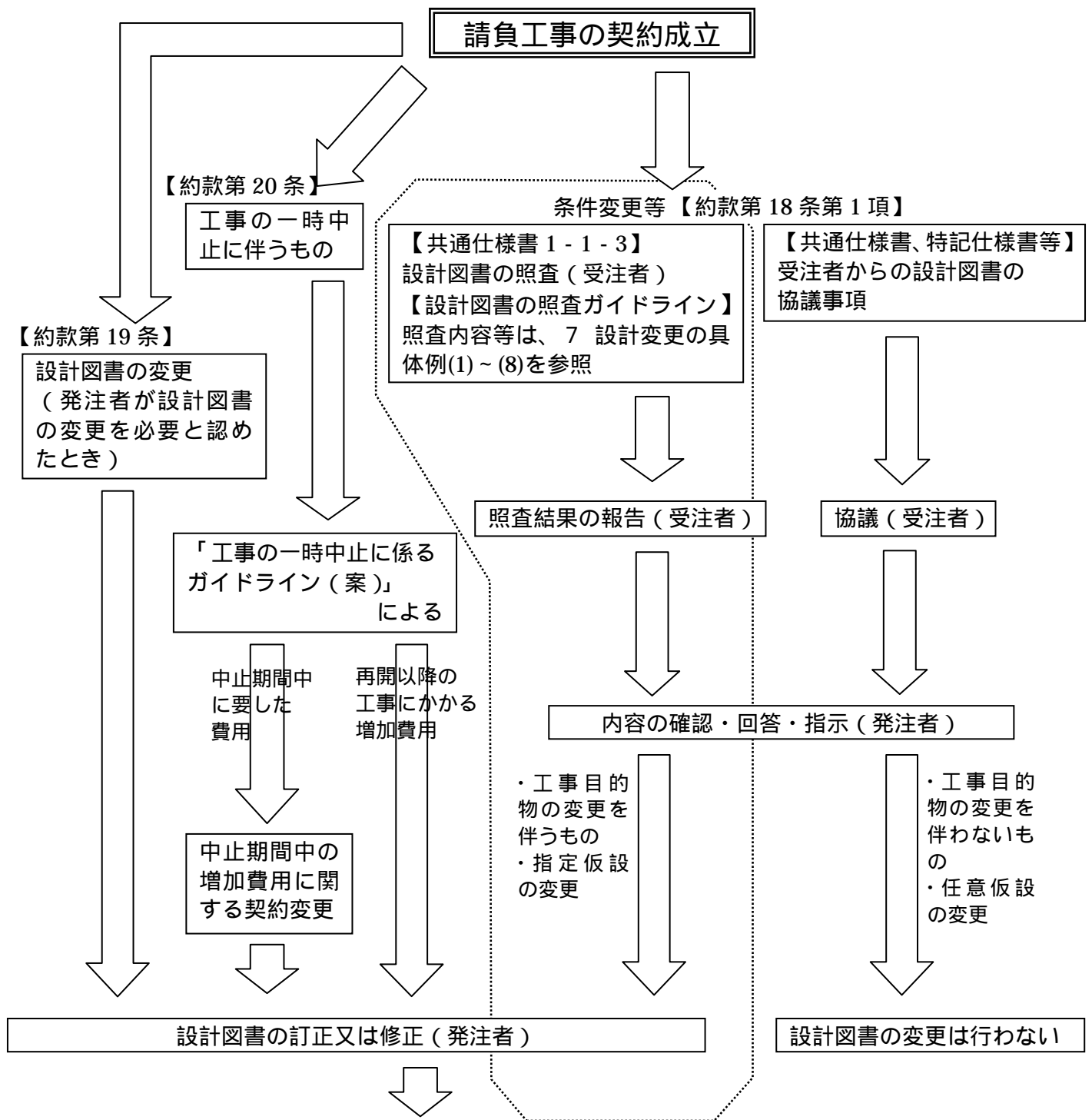
なお、土木工事共通仕様書1-1-6及び農林土木工事共通仕様書1-1-7により口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者が指示内容等を確認することと規定されている。

#### (7) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書)

### 3 設計変更の手続き（全般）

内は、6 設計変更の手続きを参照



軽微な設計変更（ ）は設計変更内容を指示し、工事完了までに契約変更を行う。  
それ以外は、契約変更の手続きをその都度行う。

軽微な設計変更とは、構造、工法、位置、断面等の変更で重要ではないもの

## 4 設計図書の照査

### (1) 「設計図書の照査」の範囲

約款及び土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書において設計図書の照査の実施は受注者が行う。

#### 約款第18条(条件変更等)

##### 第1項

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

#### 土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書

##### 第1編共通編

##### 第1章総則 第1節総則

##### 1-1-3 設計図書の照査等

2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図( )等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

現場地形図・・・・・・・・実測横断図  
設計図との対比図・・・当初設計図への現地盤線等の作図  
取合い図・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記  
施工図・・・・・・・・実施工程上問題となる施工資料

受注者が行う具体的な照査項目は「設計図書の照査ガイドライン」を参照し、その他の工種については「設計図書の照査ガイドライン」に準拠できるものがあるれば、発注者と受注者で協議を行い、運用することができる。

受注者が行う「設計図書の照査」の範囲としては、以下のものがあげられる。

#### **設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認**

数量計算書と設計書の内容の整合確認。  
構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。  
設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスがないかどうかの確認。

#### **設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認**

設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうかの確認。  
縦横断図の地盤線と現地盤線の確認及びその修正等。  
当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその修正等。  
埋設物、支障物件、既設構造物等の現地確認。

### **(2) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの**

「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、新たに設計図の作成が必要なものや構造計算等が伴うものが含まれる。このような場合は、発注者とその費用を負担する。

( 詳細は「設計図書の照査ガイドライン」を参照。 )

## 5 設計変更の基本事項

### 設計変更が不可能な場合

- (1) 下記の場合は、原則として設計変更はできない(ただし、災害時等緊急の場合はこの限りではない【約款第26条(臨機の措置)】)。

設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施した場合**

発注者と「協議」をしているが、協議の**回答前に施工を実施した場合**

**受注者の都合による施工方法等の変更**

約款・共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合**  
(約款第18条～24条、土木工事共通仕様書1-1-13～1-1-15、農林土木工事共通仕様書1-1-14～1-1-16)

正式な**書面によらない事項**(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

### 設計変更が可能な場合

- (2) 下記の場合は、所定の手続きを経ることにより設計変更が可能である。

#### 約款第18条に該当

仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合(優先順位が定められている場合を除く)

例) 設計図書の平面図と詳細図の寸法、規格等の記載が一致しない。等  
設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

例) 条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。  
例) 図面に設計寸法の明示がない。等

設計図書の表示が明確でない場合

例) 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。  
例) 図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない。等

設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

例) 設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。等

設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合

例) 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった。  
例) 施工中に地下埋設物を発見し、撤去が必要となった。等



### 約款第 19 条に該当

発注者が、設計図書の変更内容を通知して、設計図書を変更する場合  
例) 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認められる場合。等

### 約款第 20 条に該当

受注者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が  
工事を施工出来ないと認められる場合

例) 関係機関協議が未了等により工事に着手できない。

例) 掘削中に予見出来ない埋設物が発見された。等

発注者が、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の  
施工を一時中止する場合

( 詳細は「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を参照。)

### その他

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合  
(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書 1-1-3 第 2 項の「設計図書の  
照査」は構造計算まで求めるものではありません)

例) 構造物の位置や高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が  
必要となった。等

## (3) 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

### 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的  
に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、  
また、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により指示を行わなければなら  
ない。

**適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければならない。**

設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う  
(約款第 1 条第 5 項)。

受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会い  
の上、調査を行う(約款第 18 条第 2 項)。

請負金額や工期は、受注者と協議の上、決定する(約款第 23 条、第 24 条)。

## 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

**適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければならない。**

設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、直ちに監督員に通知する（約款第18条第1項）。

数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、速やかに監督員に報告した上で書面により協議を行い、書面による指示に従って施工する（独自の判断で施工しない）。

## （４）設計図書変更の実施者

**設計図書の訂正又は変更は発注者が行う。**

### 約款第18条（条件変更等）

#### 第4項

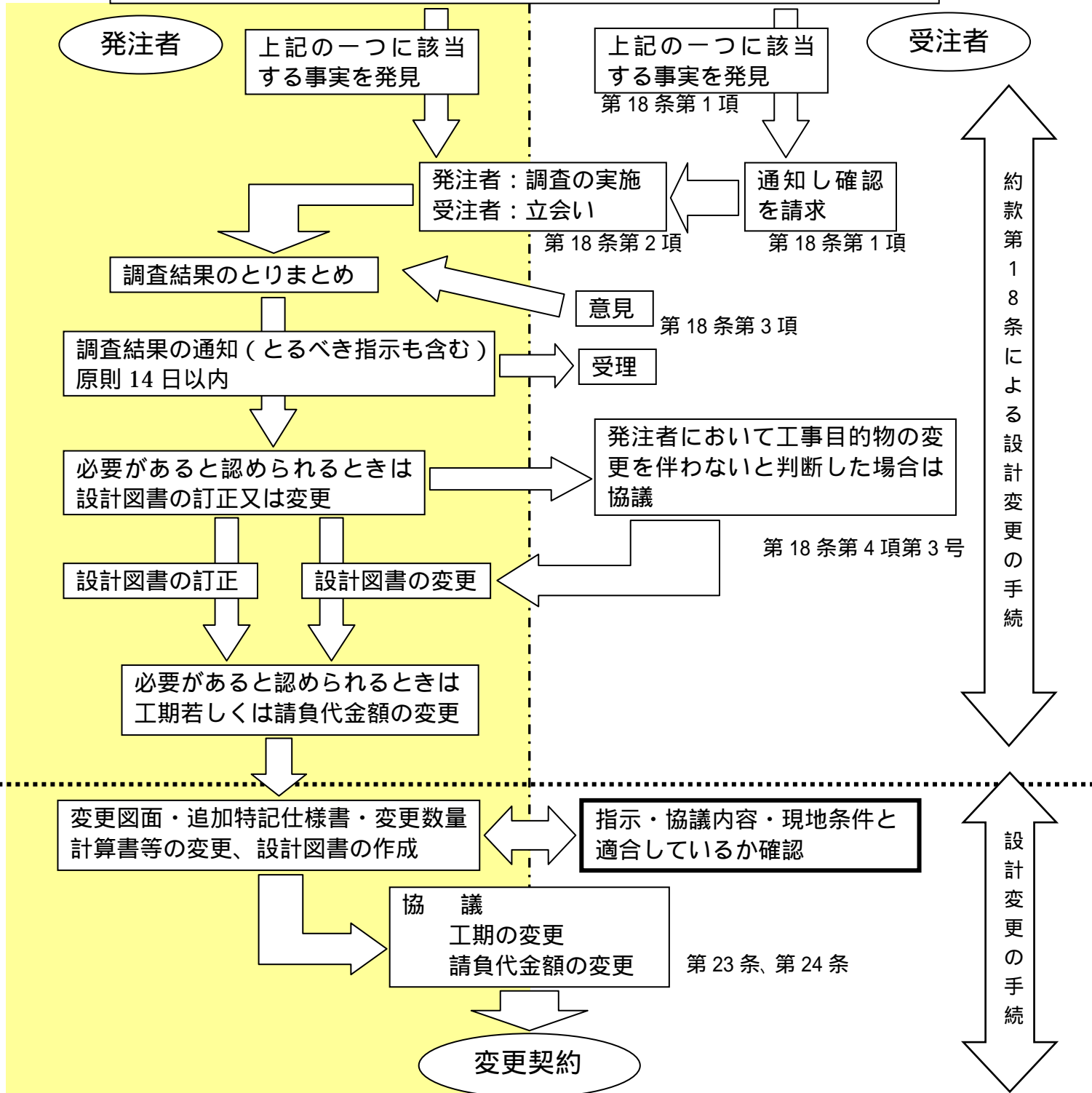
前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの **発注者が行う。**
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの **発注者が行う。**
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの **発注者と受注者とが協議して発注者が行う。**

## 6 設計変更の手続き

仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと  
 設計図書に誤謬又は脱漏があること  
 設計図書の表示が明確でないこと  
 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと  
 設計図書で示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

(約款第18条第1項)



## 7 設計変更の具体例 (1) ~ (8)

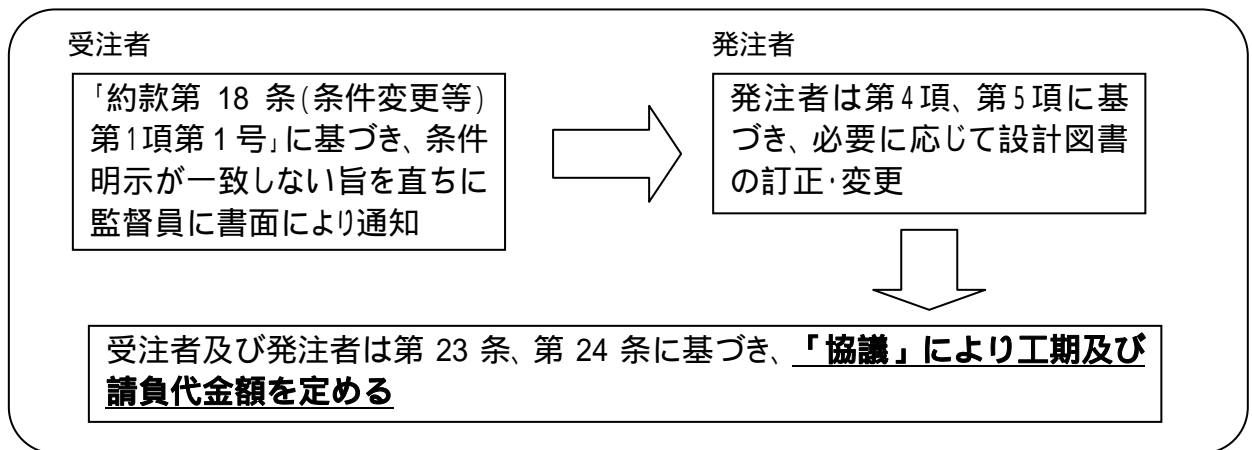
下記の場合は、所定の手続きを経ることにより設計変更が可能である。

### (1) 設計図書が一致しない場合

仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)(約款第18条第1項第1号)

#### 具体例

設計図書の平面図と詳細図の寸法、規格等の記載が一致しない  
図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない

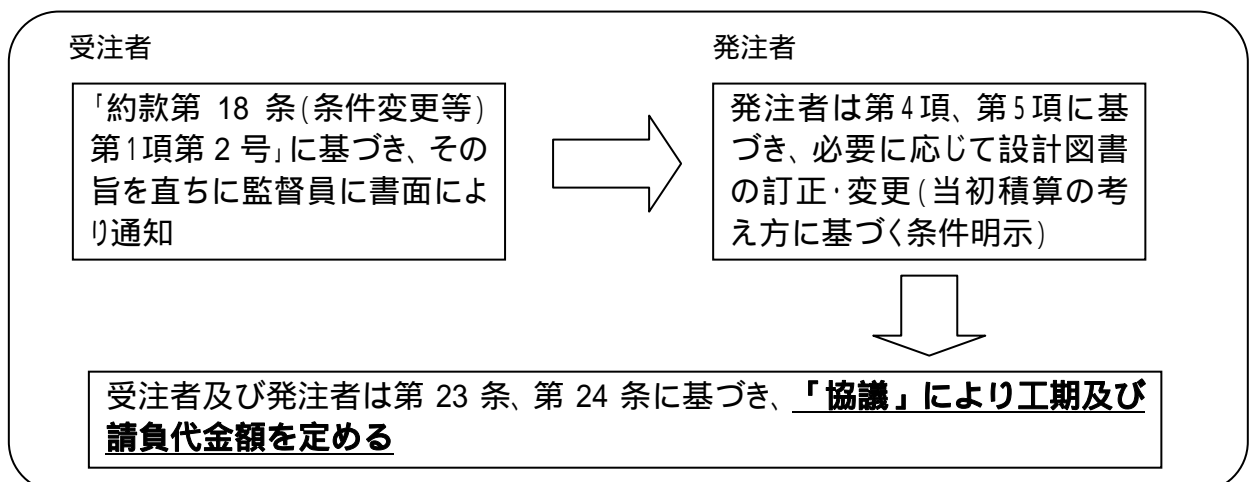


### (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

設計図書に誤謬又は脱漏があること。(約款第18条第1項第2号)

#### 具体例

条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。  
条件明示する必要があるにも係わらず地下水位に関する条件明示がない。  
条件明示する必要があるにも係わらず交通誘導員に関する条件明示がない。  
図面に設計寸法の明示がない。

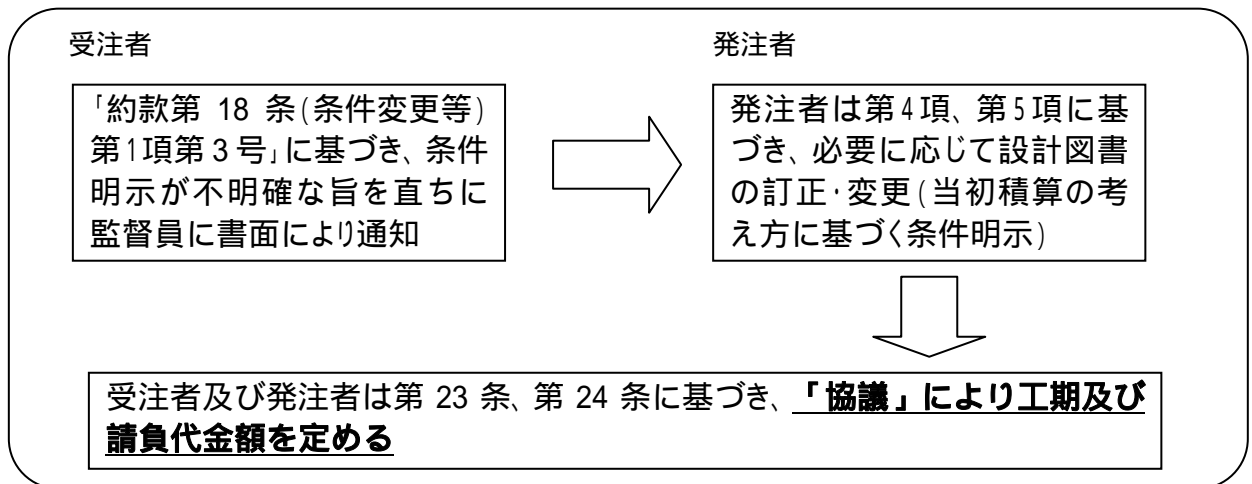


### (3) 設計図書の表示が明確でない場合

設計図書の表示が明確でないこと。(約款第18条第1項第3号)

#### 具体例

土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。  
図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない。  
水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水の運転条件等の明示がない。

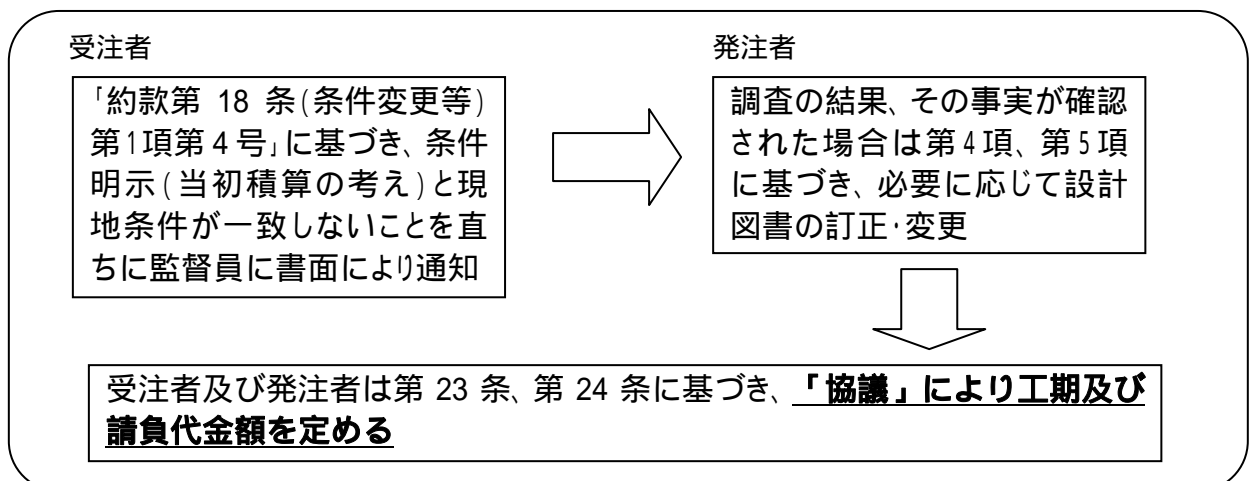


### (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。(約款第18条第1項第4号)

#### 具体例

自然現象、その他不可抗力による施工条件の変更  
設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。  
設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。  
設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。  
前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。

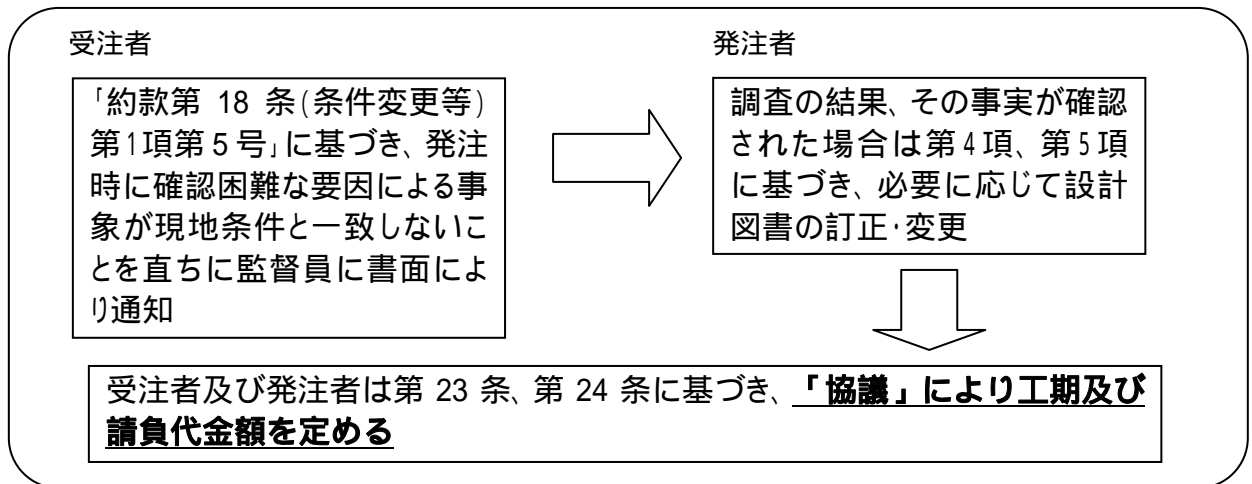


## (5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。(約款第18条第1項第5号)

### 具体例

工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった。  
施工中に地下埋設物を発見し、撤去が必要となった。

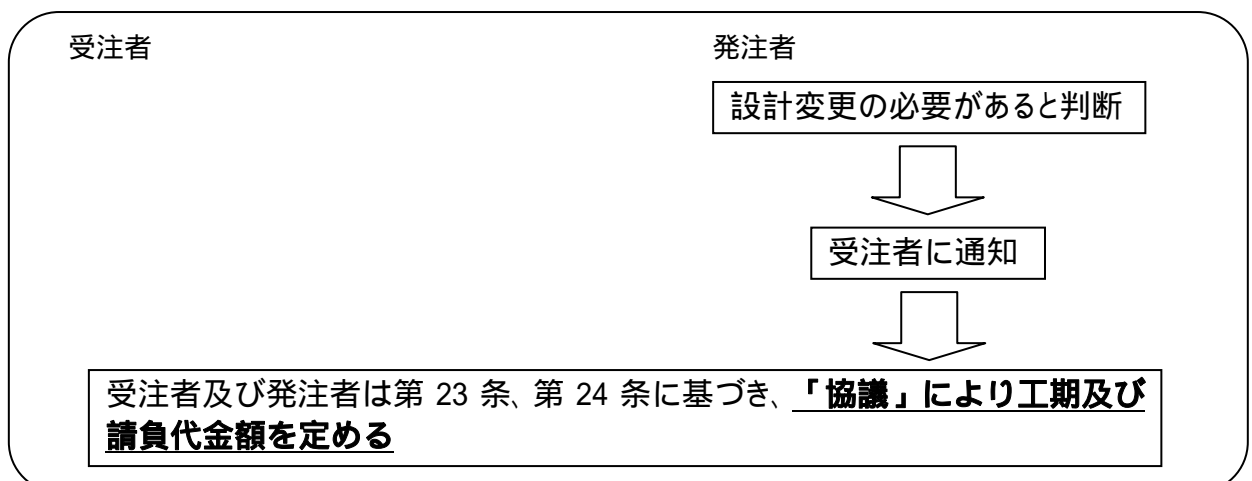


## (6) 発注者が必要と認め、設計図書を変更しようとする場合

発注者は、(中略)必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)(約款第19条)

### 具体例

周辺住民との協議により、変更が妥当であると認めるとき。  
関連する他事業との調整の結果、変更が妥当であると認めるとき。  
関係機関からの条件提示等により、変更する必要があると認めるとき。



## (7) 工事の一時中止の場合(約款第20条第1項)

工事用地等の確保ができない等のため又は(中略)自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。(約款第20条第1項)

( 詳細は「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を参照。)

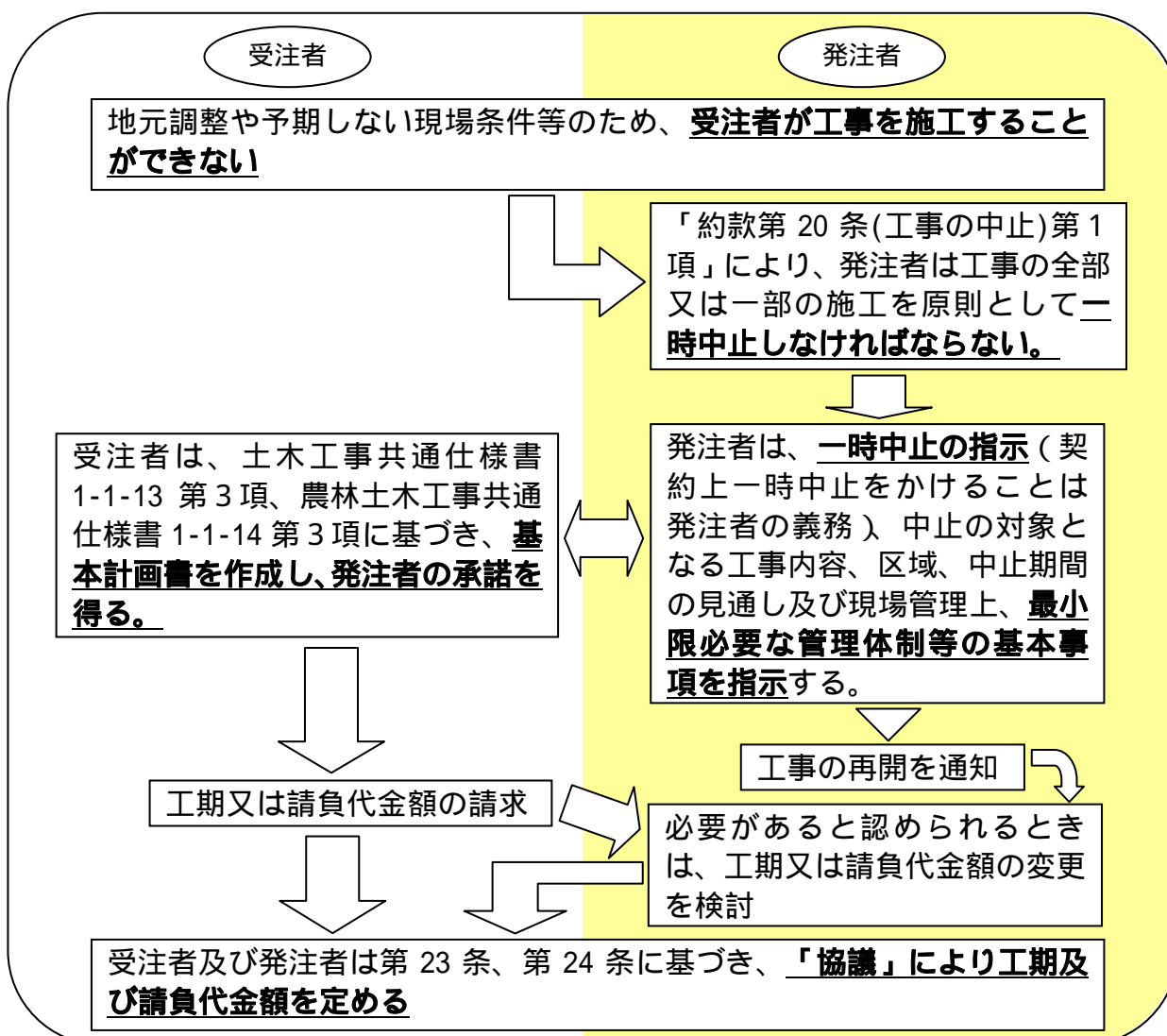
### 具体例

#### 工事用地等の確保ができない等の場合

発注者の義務である工事用地等の確保が行われておらず施工が出来ない場合  
管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合  
設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合

#### 自然的もしくは人為的な事象により工事を施工できない場合

地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた場合  
埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合  
妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合  
豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合



**(8) 受注者の請求による工期の延長(約款第21条第1項)**

受注者は、天候の不良、(中略)関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により期限内に工事を完成させることができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。(約款第21条第1項)

**(9) 発注者の請求による工期の短縮等(約款第22条第1項)**

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。(約款第22条第1項)

**(10) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの**

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書 1-1-3 第2項の「設計図書の照査」は構造計算まで求めるものではありません)

例) 構造物の位置や高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要。等

( 詳細は「設計図書の照査ガイドライン」を参照。)



## 8 設計変更ができない場合（1）～（5）

下記の場合は、原則として設計変更はできません（ただし、災害時等緊急の場合はこの限りではない【約款第26条（臨機の措置）】）。

### （1） 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

#### 対応例

受注者は約款第18条第1項に該当する事項を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求める。

### （2） 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

#### 対応例

協議の回答は約款第18条第3項により調査の終了後14日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。協議内容によっては各種検討・関係機関との調整が必要な場合があり、受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。このため、受注者は約款第18条第1項に該当する事項が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが必要である。

### （3） 受注者の都合による施工方法等の変更

#### 対応例

受注者の都合によるものではなく、設計図書と工事現場の不一致・条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による協議を行うことが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

### （4） 約款・共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（約款第18条～24条、土木工事共通仕様書1-1-13～1-1-15、農林土木工事共通仕様書1-1-14～1-1-16）

#### 対応例

発注者及び受注者は協議・指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更などを所定の手続きを行う。

### （5） 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

#### 対応例

発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係機関と調整後に行う。  
受注者は書面による指示・協議の回答を得るまでは施工しない。

## 9 設計変更が実施されるために

### 発注者の留意事項

工事発注段階では、条件明示を徹底する。

施工段階では指示は書面で行い、約款第 18 条第 3 項に基づき、調査の終了後 14 日以内（延長可）に関係機関と調整を行ったうえで回答する。

- ・ 積算前の現地調査
- ・ 条件明示の徹底
- ・ ワンデーレスポンスの活用
- ・ 一時中止の適正な運用

### 受注者の留意事項

工事の着手にあたって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は速やかに約款第 18 条第 1 項に基づき、監督員に確認を請求し書面にて回答を得てから施工を行う。施工中も同様である。

- ・ 「設計図書の照査ガイドライン」の活用
- ・ 工程を考慮した早い段階での確認の請求

# 10 関連事項

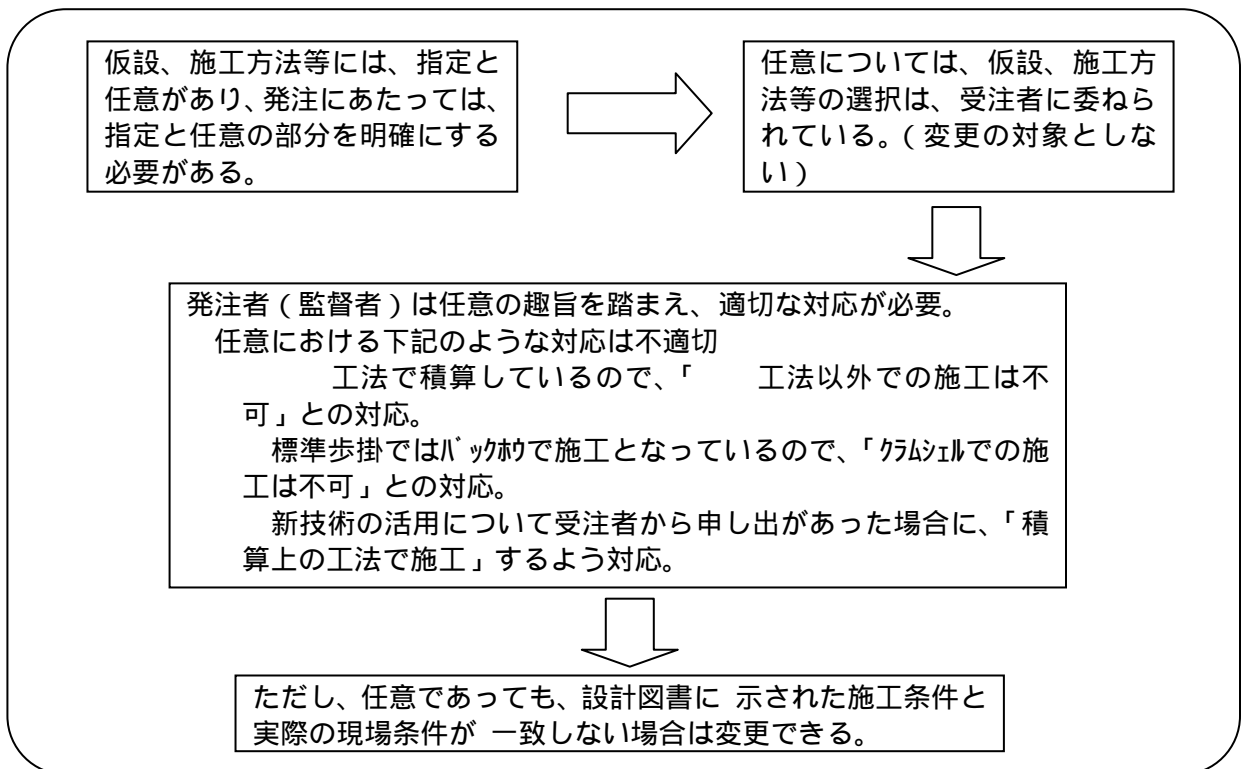
## (1) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。(指定する場合は、契約図書で具体的に指定する。)

- ・ 任意については、その仮設、施工方法等の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ・ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ・ 設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

### 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には <b>指定しない</b> (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の <b>任意</b> (施工計画書の提出、修正等は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	対象とする	<b>対象としない</b>
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	対象とする	対象とする



## (2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

### 入札前

入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。(建設工事等競争契約入札心得 第5条(入札の基本的事項))

### 契約後

2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。(土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等)

# 1 1 その他

## (1) 静岡県建設工事請負契約約款(抜粋)

### 第1条(総則)

3. 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
5. この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

### 第9条(監督員)

2. 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
4. 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

### 第18条(条件変更等)

- 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2. 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4．前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5．前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### **第19条（設計図書の変更）**

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### **第20条（工事の中止）**

工事用地等の確保ができない等のため又は(中略)自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 3．発注者は、(中略)工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、(中略)工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

### **第21条（受注者の請求による工期の延長）**

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2．発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

## **第22条（発注者の請求による工期の短縮等）**

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2．発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3．発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## **第23条（工期の変更方法）**

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2．前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## **第24条（請負代金額の変更方法等）**

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2．前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3．この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

## **第26条（臨機の措置）**

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2．前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3．監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4．受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

## (2) 土木工事共通仕様書、農林土木工事共通仕様書(抜粋)

### 第1編共通編(土木・農林土木)

#### 第1章総則 第1節総則

##### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

### 第3編土木工事共通編(土木)

#### 第1章総則 第1節総則

##### 1-1-7 数量の算出及び完成図

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。  
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

### 第1編共通編(農林土木)

#### 第1章総則 第1節総則

##### 1-1-21 数量の算出及び完成図

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、土地改良工事数量算出要領(案)、森林整備保全事業設計積算要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。  
出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、農林土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形測量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。



### 第3編土木工事共通編（土木）

#### 第2章 一般施工

##### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。 下記基準省略

### 第1編共通編（農林土木）

#### 第3章 一般施工

##### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。 下記基準省略

### （3） 土木工事標準積算基準書 共通仮設費（抜粋）

#### 準備費の積算

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- 1) 準備及び後片付けに要する費用
  - イ 着手時の準備費用
  - ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
  - ハ 完成時の後片付け費用
- 2) 調査・測量、丁張等に要する費用
  - イ 工事着手前の基準測量等の費用
  - ロ 縦、横断面図の照査等の費用
  - ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
  - ニ 丁張の設置等の費用

#### 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
  - ・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用

関係部局長  
部内各課長及びかい長 } 様

交通基盤部建設支援局技術管理課長

### 建設工事における施工条件明示について（通知）

静岡県が発注する建設工事（建築工事及び建築設備工事を除く）における施工条件明示について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

各土木事務所においては貴管内市町へ、参考送付願います。

#### 記

#### 1 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

#### 2 対象工事

平成 24 年 4 月 1 日以降に設計積算する、静岡県発注の建設工事（建築工事及び建築設備工事を除く）とする。

#### 3 明示項目及び明示事項（案）

別紙による

#### 4 明示方法

施工条件は契約条件となるものであることから、設計図書（図面、設計書及び特記仕様書等）の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、静岡県建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

#### 5 その他

- （ 1 ） 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、約款の関連する条項に基づき発注者と受注者が協議できるものであること。
- （ 2 ） 施工条件の明示は、工事内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。
- （ 3 ） 個人情報の取扱いに際しては、個人情報に関する法令を遵守すること。

担 当 技術管理課積算班  
電 話 054-221-2131

明示項目	明 示 事 項
A．工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>2．施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</li> <li>4．関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</li> <li>5．工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> </ol>
B．用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2．工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3．工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4．受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
C．環境対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．工事に伴う環境対策(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</li> <li>2．工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> <li>3．濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4．周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容</li> </ol>
D．安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2．鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3．落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4．交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>5．有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> <li>6．高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合は、その内容</li> </ol>
E．工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2．仮設道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</li> <li>(2) 仮設道路の設置期間及び工事終了後の処置（存置又は撤去）</li> <li>(3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> </ol>

明示項目	明示事項
F . 仮設関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2 . 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲</li> <li>3 . 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容</li> <li>4 . 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> </ol>
G . 建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</li> <li>2 . 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>3 . 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</li> </ol>
H . 工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2 . 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</li> </ol>
I . 薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</li> <li>2 . 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
J . その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2 . 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</li> <li>3 . 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4 . 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</li> <li>5 . 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6 . 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7 . 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>8 . 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>9 . 共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合は、その内容</li> <li>10 . 施工管理基準に記載のない施工管理（出来型、品質、写真管理）を指定する場合は、その内容</li> <li>11 . 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合は、その内容</li> </ol>